		平成　年度							
		平成　年度							
		計							
合　　計									

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災別に作成すること。

2　廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定金額の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。

別記第五号様式の（地すべり防止施設の場合）の（第3表）の備考を次のように改める。

備考

1　法第２条第２項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゆん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。

2　令第７条第１項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を変更設計概要の欄に記載すること。

3　令第３条第２項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に未成工事費を括弧書で上段に外書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

別記第五号様式の（地すべり防止施設の場合）中（第４表）を削り、（第５表）を（第４表）とし、同様式の（漁港の場合）の（第１表）を次のように改める。

（第１表）

平成　　年漁港災害復旧事業一部成功表

都道府県（又は市町村）工事

工事番号	漁港名	郡市町村字名	決定			しゆん功			差引		工事の施行期間	摘要
			工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減		
合　　計												

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災害別に作成すること。

2　令第７条第１項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を摘要欄に記載すること。

3　法第２条第２項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゆん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。

4　令第３条第２項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功表の決定の欄のうち未成の欄に未成工事費を記入し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

別記第五号様式の（漁港の場合）の（第２表）を次のように改める。

（第２表）

平成　　年漁港施設災害復旧事業全部成功表

工事番号	漁港名	郡市町村字名	施行年度	決定			しゆん功			差引		摘要
				工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減	
			平成　年度									
			平成　年度									
			小　　計									
			小　　計									
合　　計												

備考

1　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災害別に作成すること。

2　廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定工事費の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。

3　第１表の備考２から備考４までと同じ。

別記第五号様式の（漁港の場合）中（第３表）を削り、（第４表）を（第３表）とする。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第三十五条第二項及び第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第百十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日　　農林水産大臣　林　　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百八十六条の見出し中「広報官」を「監査室並びに広報官」に改め、同条第一項中「林政課に、」の下に「監査室並びに」を加え、「一人及び管理官四人」を「六人及び管理官六人」に改め、同条第四項中「又は予算及び決算」を「、予算及び決算又は契約の適正化」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「及び」の下に「国有林野事業の監査並びに」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　監査室は、林野庁の行政の考査及び国有林野事業の監査並びに林野庁の所掌に係る会計の監査に関する事務をつかさどる。

3　監査室に、室長を置く。